

※養育される方に産婦が含まれる場合は産婦の方が事業の対象となります。

事業について

Q1 堺市出産・子育て応援事業とは何ですか？

A1 国の出産・子育て交付金を活用して、すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、妊産婦やご家族からの相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、出産・子育てにかかる経済的な負担を軽減するため、出産応援給付金・子育て応援給付金を支給する経済的支援を実施する事業です。

Q2 対象者は誰ですか。

A2 令和5年1月30日以降に妊娠届を提出された妊婦の方、または出生した子どもを養育される方（※養育される方に産婦が含まれる場合は産婦の方）が対象です。

伴走型相談支援について

Q3 伴走型相談支援とは何ですか？

A3 妊産婦の方が抱える様々な不安を解消するため、妊娠から出産・子育てまで面談やアンケートを行い、その後の継続的な情報発信や随時の相談を行います。主に次の(1)～(3)を実施します。

(1) 妊娠届出時にお住まいの区の保健センターにて保健師等による対面の面談【出産応援給付金の申請条件となる面談】

(2) 妊娠8か月にアンケートを実施

(相談したいことがある等面談をご希望の方にはお住まいの区の保健センター・子育て支援課で対応させていただきます。)

(3) 出生後、概ね4か月頃までに、保健師・助産師・保育士等がご自宅を訪問する乳児家庭全戸訪問による面談【子育て応援給付金の申請条件となる面談】

Q4 乳児家庭全戸訪問とは何ですか。

A4 概ね生後4か月頃までに、堺市より子どもが生まれたご家庭を訪問し、子育ての相談や情報提供を行います。保健師・助産師が訪問する「新生児訪問」と保育士等が訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問」があります。

事前に訪問日時などをご連絡したうえで訪問します。

経済的支援（出産・子育て応援給付金）について

※養育される方に産婦が含まれる場合は産婦の方が事業の対象となります。

Q5 経済的支援とは何ですか？

A5 出産・子育てにかかる経済的負担を軽減するために、妊婦の方に出産応援給付金（5万円）、子どもを養育される方（※）に子育て応援給付金（子ども一人あたり5万円）を支給します。対象の子どもが双子の場合は、出産応援給付金は5万円、子育て応援給付金は5万円×2人=10万円、計15万円となります。

Q6 出産・子育て応援給付金の支給は申請する必要がありますか。

A6 出産・子育て応援給付金の支給は、対象者からの申請が必要です。

Q7 所得制限はありますか。

A7 所得制限はありません。

Q8 出産・子育て応援給付金は課税対象ですか。

A8 令和4年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和4年法律第98号）により非課税です。

Q9 応援給付金の申請には条件がありますか？

A9 次の(1)(2)に該当する方で、出産応援給付金は(3)、子育て応援給付金は(4)に該当する方が申請していただけます。

- (1) 応援給付金申請時に堺市に住民登録のある方
- (2) 他の自治体より国の出産・子育て応援交付金を活用した現金やクーポン等の支給を受けていない方
- (3) 令和5年1月30日以降に妊娠届を提出し、お住まいの区の保健センターにて保健師等による対面の面談を受けた妊婦の方
- (4) 令和5年1月30日以降に出生した子どもを養育される方（※）で、出生後概ね4か月以内に堺市から保健師・助産師・保育士等が訪問する乳児家庭全戸訪問にて対面の面談を受けた方

Q10 出産応援給付金・子育て応援給付金の申請条件となる面談とはどういうものですか？

A10 出産応援給付金の申請条件は、妊娠届出時に妊婦の方がお住まいの区の保健センターにて、保健師等による対面の面談を受けていただきます。

子育て応援給付金の申請条件は、乳児家庭全戸訪問にて、子どもを養育される方（※）が対面での面談を受けていただきます。

Q11 応援給付金の申請条件となる面談は対面ですか？

A11 妊産婦の方のお気持ちや健康状態を的確に把握させていただけるよう、対面での面談が原則です。対面での面談が難しい場合は、お住まいの区の保健センターまたは子育て支援課までご相談ください。

Q12 代理人が妊娠届を提出して、母子健康手帳の交付を受けた場合、出産応援給付金の申請はできますか？

A12 出産応援給付金の申請には、妊婦の方が対面の面談を受けていただくことが申請条件です。代理人が妊娠届を提出して母子健康手帳の交付を受けた場合は、後日、妊婦の方が保健センターに来所いただき、面談を行った後に出産応援給付金の申請をしてください。

Q13 まもなく生後4か月になりますが、乳児家庭全戸訪問を受けていない場合、どうすればよいですか？

A13 お住まいの区の子育て支援課にご連絡ください。

Q14 出産・子育て応援給付金の申請はどうしたらいいですか？

A14 事業の対象となる妊産婦の方が電子申請システムにて申請できます。書面での申請を希望される方は、子ども育成課までお問合せください。なお、書面による申請の場合は、支給事務の都合上、支給時期が遅くなりますのでご了承ください。

Q15 出産・子育て応援給付金の支給はどうなるのでしょうか？

A15 支給は申請時に指定された口座に振り込みます。口座を開設していない方等ご不明な点がありましたら、子ども育成課までお問合せください。

Q16 申請する際に指定する口座は、出産・子育て応援給付金の申請者の名義に限定されますか？

A16 振込口座は、申請者ご本人名義の口座に限ります。やむを得ず、別の方の口座への振込みを希望する場合は、子ども育成課までお問合せください。

Q17 申請してから、どのくらいの期間で振り込まれますか？

A17 申請後、申請書類の不備等がなければ、概ね2か月程度で給付金を振り込みます。

なお、申請状況や他市への照会が必要な場合、提出書類に不備がある場合等によっては時間を要することがありますのでご了承ください。口座振込の完了をもって支給決定とし通知等の送付はありません。振込名は「サカイシカイケイシハライ」と印字されます。支給ができない場合は不支給決定通知にてお知らせします。

Q18 産科医療機関を受診する前の段階でも、妊娠届を提出すれば出産応援給付金の対象となりますか。

A18 出産応援給付金については、産科医療機関を受診し、医師による妊娠の確認が必要となります。産科医療機関を受診し、妊娠届出書をご提出ください。妊娠届出の際に、受診した医療機関を申告されなかった場合は、出産応援給付金の申請の際に産科医療機関の受診の事実がわかる書類の写しをご提出いただきます。

Q19 応援給付金の審査状況や振込日を電話で教えてもらえますか。

A19 問い合わせた方が申請者本人であることが確認できないため、お答えできません。

指定口座への振込の完了をもって、支給決定とさせていただきます。支給ができない場合は不支給決定通知にてお知らせします。

Q20 申請の期限はありますか。

A20 申請期限は、出産応援給付金が妊娠期間中、子育て応援給付金が概ね生後4か月までです。

Q21 出産育児一時金を受給しましたが、出産応援給付金の申請はできますか。

A21 出産育児一時金とは目的が異なる制度であるため、出産育児一時金の受給に関わらず、出産応援給付金の支給を申請できます。

Q22 妊娠届出後に何らかの理由（流産・死産等）で妊娠が継続できなかった場合や、子どもが亡くなった場合も応援給付金の対象になりますか。

A22 令和5年1月30日以降に妊娠届を提出し、その後、何らかの理由（流産・死産等）で妊娠が継続できなかった場合は、出産応援給付金の支給対象となります。また、令和5年1月30日以降に出生されたお子様が給付金申請前にお亡くなりになった場合も、子育て応援給付金の支給対象となります。申請期限はその事象が生じてから3か月以内となりますが、やむを得ない場合には子ども育成課までお問合せください。

各区保健センターでは、何らかの理由で妊娠の継続ができなかった方や、お子様がお亡くなりになった方のお気持ちを保健師等が聞かせていただきます。

Q23 妊娠届出後に中絶をした場合は、出産応援給付金の対象となりますか。

A23 妊娠の届出時から中絶するまでに面談を受け、その後、中絶した場合は出産応援給付金の支給対象となります。

転入・転出について

Q24 最近、堺市に転入しました。前の市で似たような名前の電子クーポンの支給を受けましたが、堺市でも給付金の申請ができますか？

A24 転入前の市町村で支給を受けたクーポンが、国の出産・子育て応援交付金を活用・交付されている場合は堺市での応援給付金の支給はできません。また、市町村によって給付方法（電子クーポンやカタログギフト等）、事業名・給付金名、事業開始日等が異なります。ご不明な点は子ども育成課までお問合せください。

Q25 現在、妊娠中で堺市ではない他の市町村に居住していますが、近々堺市内に転入予定です。妊娠届は令和5年1月30日以降に他の市町村で提出しました。この場合、出産応援給付金はどのように申請したらよいですか？

A25 転入のお手続きの際、保健センターにてご相談ください。

Q26 出生の届出後、堺市で乳児家庭全戸訪問を受けた後に、他の市区町村へ転出しました。この場合、堺市と転出先の市区町村のどちらに子育て応援給付金の申請をすればよいですか。

A26 堺市と転出先の市区町村のどちらに申請しても構いません。転出先へ申請する場合は、転出先であらためて面談を受ける必要があるため、転出先の市区町村にお問合せください。なお、堺市と転出先の市区町村の両方から支給を受けることはできません。

Q27 出生の届出後、堺市で乳児家庭全戸訪問を受ける前に他の市区町村へ転出しました。この場合、堺市と転出先の市区町村のどちらに子育て応援給付金の申請をすればよいですか。

A27 転出先の市区町村で面談を受けた後に、転出先の市区町村へ申請してください。

Q28 堺市に住民登録がありますが、里帰り出産を考えています。

この場合、堺市と里帰り先の市町村のどちらに子育て応援給付金の申請をすればよいですか。

A28 子育て応援給付金は住民登録がある堺市に申請してください。また、里帰り先での訪問事業を給付金申請の条件となる面談に代えることができる場合があります。まずは、里帰り先で訪問事業をご希望の場合は、住民登録のある区の保健センターにご連絡ください。

その他

Q29 里親（または養子縁組の養親）ですが、応援給付金の対象となりますか？

A29 対象児童の里親（または養子縁組の養親）も子育て応援給付金の対象です。ただし、出産応援給付金は妊婦の方が対象であるため、里親（または養子縁組の養親）は対象なりません。

また、以下に該当する場合は、子育て応援給付金の対象なりません。

- ・ 児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者
- ・ 同号に規定する障害児入所施設等の設置者
- ・ 法人

Q30 DV（ドメスティックバイオレンス）などにより、住民票を元の住所地から異動させずに堺市に避難しています。この場合、住民票のある市町村または避難先の堺市のどちらに応援給付金の申請をすればよいですか。

A30 避難先の堺市で面談を受けた場合は、堺市に申請することができます。

Q31 海外で妊娠して帰国しました。出産応援給付金の対象となりますか。

A31 海外で妊娠し、出産前に日本に帰国した場合には、住民登録のある市町村に妊娠届を提出し、面談を受けることで出産応援給付金の支給対象となります。

Q32 海外で出産して帰国しました。出産応援給付金の対象となりますか。

A32 妊娠期間中に日本で妊娠届を提出して面談を受け、海外に居住していた場合は、出産応援給付金の支給対象となりますが、それ以外の場合は対象外となります。

Q33 海外で出産して帰国しました。子育て応援給付金の対象となりますか。

A33 海外で出産した場合、出生から3か月以内に在外公館に出生届を提出することになります。帰国後、住民登録がある市町村で面談等を受けることで、子育て応援給付金の支給を受けることができます。帰国後は3か月以内の面談・申請が必要となり、子どもが**1歳に達する日以後の最初の3月31日（令和6年3月31日までに子どもが1歳に達した場合は令和7年3月31日）**までが支給期限となりますのでご注意ください。

Q34 現在、離婚協議中で別居しています。この場合、子育て応援給付金は、父・母のどちらが支給を受けることができますか。

A34 対象の子どもと同居している養育者が対面で面談し、その方が子育て給付金を受け取ることができます。

Q35 外国籍ですが出産応援給付金・子育て応援給付金の支給対象者となりますか。

A35 堺市に住民登録があり、日本国籍を有する者と同様の要件を満たしていれば支給対象となります（短期滞在者等の住民登録がない方は支給対象外となります）。